

## ◇学部・大学院における管理運営

### I 学部

#### 法学部

##### I. 管理運営

##### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

法学部教授会のもとには、教務委員会、入試制度検討委員会（兼合否決定委員会）等、およそ 25 の学部内の各種委員会が組織され、教授会員はこれら委員会を分担するとともに、それぞれの部会及び科目担任者会議に所属している。教授会に上程される議題のほとんどは学部内にある各種委員会等の会議体において検討されたものであるが、各種委員会の委員によって実質的な議論を経たうえで教授会に上程されており、教授会の円滑・迅速な進行に役立っている。

###### ○法学部教授会のもとに設置されている委員会

教務委員会／インターンシップ運営委員会／導入演習・法学基礎演習運営委員会／法律専門職養成科目運営委員会／キャリア教育科目運営委員会／入試制度検討委員会（兼合否決定委員会）／自己推薦・指定校推薦入試に関する運営委員会／海外帰国生等・英語運用能力特別入試運営委員会／外国人留学生入学試験運営委員会／転科・転籍・編入学試験運営委員会／スポーツ推薦入試運営委員会／学生支援委員会／やる気応援奨学金選考委員会／リソースセンター運営委員会／研究・教育支援委員会／国際交流委員会／情報処理教室・文献情報センター運営委員会／教員人事計画委員会／組織評価委員会／スペイン語等人事検討委員会／懲戒委員会／広報委員会／総合教育科目運営委員会／将来構想委員会／任期制助教C運営委員会

###### (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

法学部教授会は、学則第 11 条に基づき法学部の教授、准教授、助教 A によって構成され、学部運営の方針及び諸規則の制定・改廃に関する事、教育課程及び授業日に関する事、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事、その他その学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聞くことが必要と認めるものとして別に定める事項について審議し、その意見を学長に述べる事としている。また、全学共通の教育研究等の重要事項についても報告、意見聴取、懇談等が行われる。教授会の招集、議長、定足数、議決等の運営については中央大学教授会規程に則って行われている。教授会は毎月 1 回（もしくは 2 回）開催されており、定足数は過半数であるが、2015 年度の出席率は平均して約 80%であった。

###### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

###### ○ 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長は、学則第9条により、学部に関する事項をつかさどり、学部を代表する。また、学部長会議、教学審議会、理事会、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定に加わるとともに大学内の各種委員会の職務上委員あるいは委員長となっており、それらの学部長に係る権限及びその行使は適切になされている。

#### (2) 学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任は、学則第11条第3項第3号の規程により、「学長が教授会の意見を聴くことが必要と認める事項」の4号及び「学部長は当該学部の教授会が別に定めるところにより選出した者について、当該教授会が選任する」と定めた中央大学学部長に関する規則第3条に基づいて行われている。学部長選出についての教授会申し合わせ事項と慣例に則って選挙（投票）を行い、有効投票数（無効票を除く。白票は有効）の過半数の得票により選ばれる。

また、開票の結果、第1位の得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合には、上位得票者2人について決選投票を行って選出する。その際には、第1位の得票数が過半数に達していなくとも、比較多数で上位の票を得た者を選出する。

学部長選出手順は以下の通りである。

- ・選挙管理委員を3名選出。
- ・受付、投票所を設け投票を行う。
- ・開票作業は、選挙管理委員の立会のもとに、学部事務室職員が行う。

このように学部長の選任は学内規程及び教授会申し合わせ事項等にしながら適切かつ妥当に行われており、特段の問題はない。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

法学部事務室は管理職である事務長1人、担当課長1人と監督職である副課長3人、一般課員10人の合計15人からなり、主に授業、履修、学籍等を所管する教務グループ及び入学試験、奨学金、留学業務を所管する学務グループ並びにカリキュラムに関する調査分析、FD、自己点検・評価業務を所管する学部改革推進の3グループ体制で業務を行っている。このグループ体制により、機動性と責任の所在の明確化等が図られている。

また、副課長はグループの監督者としての任務を担っており、各グループの内訳は、教務6人、学務5人、学部改革推進2人である。その他に派遣職員を教務グループに2人、学部改革推進に1人配置し、業務の補完をしている。このほか、受付業務等で適宜パートタイム職員を採用し、その任に充てている。

#### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

学内外の様々な研修等の情報に基づき、各職員が業務の専門性向上を目的とする研修や広く職員としての知識・能力を修得するための研修及び大学として人事部が対象者別に行う資格別・目的別研修等へ参加している。また、外部のフォーラムやシンポジウムへの参加等、高等教育に対する知見を深める研修に課員が参加している。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 法学部事務室の職員は、学内外の様々な研修の機会を活用し業務改善に取り組んでいる。その結果、在学生アンケートにおける法学部事務室窓口における学生満足度が、2012年度は50.2%であったが2015年度には59.8%へ上昇している。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 法学部事務室として、今後も業務改善に取り組み、学生満足度の向上に努める。

### 法学部通信教育課程

#### I. 管理運営

##### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。
- (2) 通信教育部委員会の権限と責任が明確化されているか。

理念・目的の項に記載のとおり、通信教育課程は、学則第5条第1項に基づき、法学部の中に通学課程とともに置かれた教育課程のひとつであり、同条第2項により、独自の学則である中央大学通信教育部学則を設けている。実施にあたる組織としては、当該学則第2条に基づく通信教育部を置き、その運営機関として同学則第5条第1項に基づく通信教育部委員会を置き、同条第5項に定めるとおり通信課程の実施に関する重要な事項及び教授会から委任された事項について審議決定する任に託されている。当該委員会は、法学部教授会で選出して学長が委嘱する通信教育部長のほか、職務上の委員である法学部長と、法学部教授会で互選して学長が委嘱する9名の委員、合計11名の法学部専任教員で構成している。当該委員会の任務は上記のとおりであるが、通信教育課程の理念と目的のような法学部全体に関わる事項については、当該委員会で審議決定し、さらに法学部教授会で審議決定することとしている。また、当該委員会は11名という機動力に富む小規模組織となっているが、必要に応じて当該委員会の下部組織である通信教育部制度等検討部会を設置して、当該委員会から委任された事項について審議検討に当たることとしている。

また、通信教育部委員会においては、事務組織と一体となった教育活動を推進するため、学習、授業、入試、教材、自己点検、教務など、事務組織の担当部門に応じた委員の役割分担を行い、組織的かつ機能的な体制が明確に確立されている。

#### 参 考

#### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

＜長所および効果が上がっている事項＞

- 法学部のひとつの課程である通信教育課程は、独自の学則に基づく独立した管理運営を行

う一方、法学部教授会のもと通学課程と併設するかたちで位置づけられていることから、その理念と目的の実現に向けて、意思決定プロセス、執行部の選任プロセス、責任の所在等に至るまで、その教育体制は法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みを持っており、法学部に相応しい教育力を維持できるように配慮されている。

また、実務的なレベルにおいても、通信教育部委員会とそれを後方支援する通信教育部事務室は、週1回の通信教育部長と管理職による定例打合会を実施し、通信教育部委員会上程事項のみならず日常的な課題に繊細かつ積極的に取り組んでいるほか、役割分担に応じた通信教育部委員と事務との緊密な連携を図るなど、機動力と機能性に富む少人数体制のメリットを十分に活かした管理運営を推進している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 現状の体制を堅持する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 前年度に、通信教育課程の管理運営体制の長所として記述した通り、開設から今日に至るまで、法学部教授会との確実な連携を堅持し続けている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 法学部のひとつの課程である通信教育課程は、独自の学則に基づく独立した管理運営を行う一方、法学部教授会のもと通学課程と併設するかたちで位置づけられていることから、その理念と目的の実現に向けて、意思決定プロセス、執行部の選任プロセス、責任の所在等に至るまで、その教育体制は法学部教授会との確実な連携が図られた機能的な仕組みを持っている。また、通信教育部委員会の委員である専任教員は、事務組織や業務に添った役割が分担されており、事務局と担当委員の打ち合わせ等で業務における意思決定が素早く進む仕組みを有している。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 現状の態勢を堅持しつつ、今後も法学部教授会との連携、委員会と事務室の連携を重視した管理運営に努めていく。

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 通信教育部長の権限と責任が明確化されているか。

通信教育部長は、通信教育部学則第4条に基づいて置かれた組織長であり、その位置づけは、同条第2項及び第3項に定めるとおり、通信教育部に関する事項をつかさどり、通信教育部を代表しており、本学教授のうちから、法学部教授会で選出した者につき、学長が委嘱することとなっている。さらに、同学則第5条に定める通信教育部委員会を招集し、その議長となる。これは、法学部教授会員である専任教員の中から選出された通信教育部長が、法学部教授会を代表し、通信教育課程の管理運営に責任を持ってあたることを明確に定めるものである。

## (2) 通信教育部長の選考方法の適切性、妥当性

前項のとおり、通信教育部長は法学部教授会から通信教育課程の管理運営を委任されたかたちであることからして、通信教育部学則第4条第3項に基づく、法学部教授会における教授会員の投票選挙により選出する現行方法は、選出に関する責任の所在を明確にした透明性の高い、適切な方法である。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

通信教育課程の教育活動を後方支援する事務組織としては、通信教育部事務室がある。当該事務室には庶務課及び教務課の2課が置かれ、組織体制として適切な人員配備を行っている。また、業務遂行にあたっては、週1回の通信教育部長と管理職による定例打合会を実施し、通信教育部委員会上程事項のみならず日常的な課題に繊細かつ積極的に取り組んでいるほか、役割分担に応じた通信教育部委員と事務との緊密な連携を図るなど、教員組織と事務組織の関係性を協力的に維持することで、最大限の成果を発揮できる体制が確立されている。

#### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

通信教育部事務室では、庶務課と教務課の2課の協力体制を基盤として、学生サービスの向上、社会的ニーズの反映、コストコントロールの兼ね合いを念頭に置きながら、ひとつひとつの課題に取り組んでおり、教育改革・改善に繋がる業務改善に対しても迅速に対処できるように、グループミーティング、副課長ミーティング、課長・副課長ミーティング、事務室ミーティングなど、課題レベルに応じた組織的行動体系を持つことで、複雑かつ多様化する業務に対して、効率的に対応している。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 通信教育部委員会と通信教育部事務室は、週1回の通信教育部長と管理職による定例打合会を実施し、通信教育部委員会上程事項のみならず日常的な課題に繊細かつ積極的に取り組んでいる。また、役割分担に応じて通信教育部委員と事務局との緊密な連携を図るなど、機動力と機能性に富む少人数体制のメリットを十分に活かした教職協働体制が構築できている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 引き続き、通信教育部長、通信教育部委員会と通信教育部事務室の緊密な連携を継続し、各種課題に積極的に取り組んでいく。

## 経済学部

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

経済学部では、教授会の下に置かれた「研究・教育問題に関する経済学部委員会」（学部研教）及び教務委員会や入試・広報委員会をはじめとする各種委員会並びに経済学部には置かれた各種担当者会議、部門会議等において、それぞれ対象となる事項の審議を行い、学部長は各委員会から上程された事項を教授会の審議・報告事項として取り上げ、その結果、多くの議論を経て学部運営に関する事項が決定される仕組みとなっており、教授会における審議事項は、学部長の円滑な運営の下、慎重かつ適切に決定されている。

##### (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

経済学部教授会は、教授、准教授、助教Aで構成されており、学部運営の方針及び諸規則の制定・改廃に関する事、教育課程及び授業日に関する事、学生の入学、休学、退学、卒業その他学生の地位の得喪・変更に関する事、授業担当に関する事、在外研究その他研究の推進に関する事、教員の選考、昇進その他教員の人事に関する事等、学則第11条第3項に定められた項目についてを「審議事項」として、全学に関わる規程等を「協議事項」としてそれぞれ審議・協議するほか、多くの事項が「報告事項」として報告される。また、教授会については、毎回の教授会への出席率も高く、概ね民主的に研究教育事項を審議している。

##### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

#### 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の職務については中央大学学部長に関する規則第2条及び学則第9条第2項に定められ、学部の代表者という位置づけであり、教授会及び各種委員会で合意形成を行い、各種の案件を処理している。また、学部長は、学部長会議、教学審議会、評議員会の職務上の構成員となり、法人・教学の意思決定に加わるとともに、大学内の各種委員会の職務上委員あるいは委員長となっており、それらの学部長に係る権限及びその行使は適切になされている。

このほか、学部内規により、学部長は、学部運営に関する業務を円滑かつ効果的に遂行するために特に必要と判断するときは、教授会の議を経て教授会員の中から3名以内の学部長補佐を選任することができるとしており、「【申し合わせ事項】学部長職務代行について」によって、学部長に事故があるときまたは欠けたときに学部長の職務を代行する者について、学部長補佐の互選にて職務を代行する者を定めることとし、その代行する職務の内容等も明確にしている。

## (2) 学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選考方法については、経済学部長選出手続きに関する内規において、以下の事項について定め、本内規に基づいて厳格かつ適切な選出を行っている。

1. 選挙管理委員は、3人とし、学部長を選出する教授会の前回の教授会において投票により選出する。
2. 選挙管理委員会は、前項3人の委員で構成し、その委員から委員長を互選し、委員長は委員会を代表する。
- 3-1. 選挙は、教授会員（以下「選挙人」という。）の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。
- 3-2. 不在投票は、認めない。
- 3-3. 休職、在外研究、特別研究及び海外出張中の者は、選挙人から除く。
- 3-4. 前号に定める選挙人から除く者は、学部長を選出する教授会の前回までの教授会において決定された者とする。
- 4-1. 選挙は、単記無記名とし、中央大学学則第11条第2項に定める教授会を組織する構成員の記載された教授会員名簿に○印を付して投票する。
- 4-2. 投票及び開票は、選挙管理委員会の管理の下に行う。
5. 選挙において有効投票の過半数を得た者を当選人とする。
6. 第1回の投票において有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。ただし、決選投票を行うべき2人及び当選人を定めるに当たり得票数が同じときは、これを籤で決める。
7. 当選人が辞退し、教授会がこれを認めた場合、再選挙を行う。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

経済学部には、学部の諸活動を支援・推進するための事務セクションとして経済学部事務室が設けられている。経済学部事務室は管理職である事務長1人、担当課長1人と監督職である副課長2人、事務長直下の担当副課長1人、一般課員7人の合計13人からなり、副課長以下の事務室職員は、教務・学務のいずれかのグループに配置されている。また、一般課員の内訳は、教務5人（このほか派遣職員1人を配置）、学務4人（このほか派遣職員1人を配置）である。教務グループは、授業担当・学籍担当・試験担当に分かれ、主に授業編成・履修登録・学籍管理・成績管理・試験執行・教室管理等を行っている。他方、学務グループは、主に特別入試を含む入試業務・奨学金・予算編成・庶務全般等の業務を行っている。

経済学部事務室では、定期的なグループ内ミーティングや事務長・担当課長・副課長のミーティングを適宜行い、また、事務室メーリングリストも活用しながら、事務室の適切な業務執行に資する上での目標設定・確認及びグループ間の意思疎通を図っており、学部の諸活動を支援・推進するための事務セクションとして適切な人員配置に基づく効率的な運営に努めている。また、担当副課長は主に学部内のグローバル化、学部改革に特化した業務を行っている。

なお、経済学部事務室のほかに教員室、専任教員研究室受付、ワークステーション（コンピューター室）に、交代勤務による約 20 人のパートタイム職員を配置しており、さらに、ワークステーションには常駐の経済学部専属の技術者を配置している。

**（２）事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。**

経済学部事務室においては、担当業務に留まらず、職員としての資質向上のため、外部研修への積極的な参加を推進しており、各スタッフが自身の課題認識に基づいて各種の研修に意欲的に参加している。

また、人事部で計画される目的別研修や外部でのスキルアップ研修（Access 講習会等）は勿論のこと、日常的な業務を通じての研修（OJT）を推進している。また、課員のプレゼンテーション能力向上を目的として、ガイダンス前リハーサル実施と相互評価、業務に関する報告・発表の機会等を設けている。

このほか、業務の効率化を進めるために、課員に以下のような意識改革を徹底している。

- ・職位に応じた役割を認識すること
- ・役割に応じた判断を下すこと
- ・判断のスピードを上げること
- ・提案型業務を推進すること
- ・教員との協働を認識すること

さらに、経済学部としても、アクションプランの実行に向けた学部検討ワーキンググループを設置している。この活動は教職協働により進めており、主査は教員であるが、実質的には職員がリーダーシップをとって遂行している。また、教員を中心とした委員会下の作業委員会においても職員が積極的に関わっている。これらの業務が OJT 研修の一貫としても有効に機能している。

**参 考**

**【2015 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】**

<長所および効果が上がっている事項>

- 外部研修について、積極的な参加状況にあり、協力体制がとれている。また、海外出張は有効な OJT 研修となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 事務室スタッフにおける情報共有に関しては、継続して朝のミーティングで図りつつ、研修等に関しては、自主的かつ効率的な参加が可能となるよう事務室内の協力体制を継続していく。

**【前年度に設定した対応方策の進捗状況】**

- 事務室スタッフにおける情報共有に関しては、継続して朝のミーティングで図りつつ、研修等に関しては、自主的かつ効率的な参加が可能となるよう事務室内の協力体制を継続している。

**【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

<長所および効果が上がっている事項>



- 外部研修への参加については積極的になされており、協力体制がとれている。また、海外出張では、日本とは異なる文化の違いを肌で実感することができ、留学生を理解する一材料となるなど、有効な OJT 研修となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 事務室スタッフにおける情報共有に関しては、継続して朝のミーティングで図りつつ、研修等に関しては、自主的かつ効率的な参加が可能となるよう事務室内の協力体制を継続していく。

## 商学部

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

商学部では 2013 年度に学部内委員会の再編を行い、教授会のもとに 14 の常置委員会を置いている。そのうち、人事、カリキュラム、入試・広報政策委員会を重点委員会と位置づけ、定期的に委員会を開催している。また、教授会を円滑に進める仕組みとして、商学部委員会、部会を活用している。商学部委員会は、学部長、学部長補佐 3 人並びに 6 つの部会の委員長・幹事で構成し、教授会の審議事項を事前に協議している。6 つの部会は、教授会開催に合わせて定期的に行い、主に人事計画、授業編成についての検討を行っている。

学部内委員会を再編したことにより、学部内の課題を発見し解決する枠組みは整った。6 部会の委員長・幹事が構成員となっている商学部委員会での事前の協議は、教授会を円滑に進めることに貢献している。約 100 人の専任教員がいる学部の意思決定を円滑に進める仕組みとして、学問分野系で分けた 6 つの部会が機能している。

しかし、教授会—学部内委員会、学部一部会という二重構造のため、学部全体のことを検討するという学部内委員会の機能が十分に発揮されていない。そこで、学部内委員会の位置づけを明確にし、機能を活性化することにより、学部全体視点の意思決定ができるようになる一方で、学問分野系で分かれている 6 つの部会では、①人事計画策定、②授業編成、③学部内委員会の提案や教授会の承認事項を受けて教授会で決定した事項の推進、を中心に行うようにすることが必要と考えている。

##### (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

2015 年 4 月施行の改正学校教育法に対応し、学部教授会は、①学生の入学、卒業及び課程の終了に関すること、②学位の授与に関すること、③その他学部の教育研究に関する重要事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項を審議し、その意見を学長に述べる役割を持つ機関に変更された。③の事項は、2015 年 4 月に施行された学則第 11 条第 3 項第 3 号に定められている。具体的には、①校地・校舎の変更に関すること、②教育研究組織の新設・改廃に関すること、③学部運営に関すること、④学部長の選出に関すること、⑤学長選挙人の選出に関すること、⑥各種全学的な委員会の委員の選出に関すること、⑦学則その他重要な規則の制定・改廃に関すること、⑧自己点検・評価その他当該学部の評価に関すること、⑨教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関すること、⑩教育課程、授業日その他教育研究に関すること、⑪授業科目の編成及び担当に関すること、

⑫試験その他の評価に関すること、⑬学生の外国への留学及び外国からの留学生の受け入れに関すること、⑭学生の奨学に関すること、⑮学生の顕彰に関すること、⑯在外研究その他研究の推進に関すること、⑰国際交流の推進に関すること、を審議事項としている。

教授会は月1回の年間11回の定例会議及び必要に応じて臨時教授会を開催し、学則に定められた役割に従い運営している。現状では、月1回という開催頻度は妥当と考える。他方で、審議が長時間に及ぶ傾向にあり、限られた時間内で深く議論することが困難な状況にあるため、短い審議時間で効率よく意思決定ができるような教授会の運営方法について、教務委員会・商学部委員会で検討し、教授会構成員の教育・研究時間をより確保できるようにすることが課題となっている。

## 参 考

### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 学部一部会、教授会—学部内委員会という二重構造のため、学部全体のことを検討するという学内委員会の機能が十分に発揮されていない。
- 全学の事項を教授会で審議・報告するケースが年々増えているため審議が長時間に及ぶ傾向にあり、限られた時間内で学部の重要事項を深く議論することが困難である。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教務委員会において、学部内委員会の位置づけ及び委員の役割並びに部会の位置づけを検討し、専任教員に明示し、学部内委員会の位置づけを強化する。
- 全学の学部長会議で了承された報告事項については、教授会前に教授会員が内容を確認できるよう情報インフラを整備し、教授会での開示を省略し、学部の重要事項を深く議論する時間を設ける。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 教務委員会において、学部内委員会の位置づけ及び委員の役割並びに部会の位置づけについて検討を進めているが、専任教員にまだ十分には周知されていない。ただし、2013年の学部内委員会の再編以来、実際には、学部内委員会の主導による学部内の諸問題への取組みが行われている。
- 全学の学部長会議で了承された報告事項に関する情報インフラの整備については、実施に向けた検討を学部事務室で進めている。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

#### <長所および効果が上がっている事項>

- 教授会において、①審議事項を、個々に審議し決定する審議決定事項と、一括して審議し決定する一括承認事項に分けること、②商学部委員会で教授会の運営方法について事前に検討し、さらに重要な審議事項について部会ごとに教授会構成員の意見を聴取することによって、教授会では議論の効率的運用を図っている。

#### <問題点および改善すべき事項>

- 教授会構成員は部会と学部内委員会の両方に所属しているため、部会と学部全体という2

つの立場から様々な問題に取り組むことになる。そのため、学問分野別部会の影響を受けがちとなるため、学部全体の観点からの議論構築のあり方が課題である。

- 全学の事項を教授会で審議・報告するケースが増えているため審議が長時間に及ぶ傾向にあり、議論の効率化が課題である。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教務委員会において、学部内委員会の位置づけ及び委員の役割並びに部会の位置づけについてさらなる検討を加える。また、専任教員に十分に周知することによって、学部内委員会が学部全体の立場から学部内の諸問題に一層取り組めるように努めていく。
- 全学の学部長会議で了承された報告事項に関する情報インフラの整備については、例えば、科研費等と同様に manaba による電子媒体の活用等を視野に入れる必要がある。その際には、学内の関係組織と相談し、具体的な提案に向けて準備する。

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限は、学則第9条第2項において、学部に関する事項をつかさどり、学部の代表者になることが定められている。学部長は、学部の最高意思決定機関である学部教授会の議長として学部の運営に係る事項について、学部の意思を取りまとめ、学部の代表として全学的な意思決定の場に臨んでいる。また、学部長は職務上理事となり、学部のみならず、本学の運営に対しても参画することが可能となっている。学部長の権限の内容と行使については概ね適切であるが、学部長が職務上理事であることの長所（教学の意思を法人に伝え、法人の動向が把握できる）と短所（学部運営に集中する時間が取りにくい）がある。したがって、学部長が学部運営に集中する時間を確保しにくいことをカバーするための体制を構築することが課題である。

#### (2) 学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の任期は2年としており、「商学部学部長選挙についての申し合わせ」に基づいて無記名投票により選出している。選任手続は適切かつ妥当であると評価しており、現状の体制を継続する。

具体的な選出方法については、学部専任教員の中から選挙管理人を3名選出し、教授会員の投票による選挙によって行う。選挙においては、有効投票の過半数を得た者を学部長とすることとなっており、過半数を得た者がいない場合には、第1位及び第2位の得票者について決選投票を行い、比較多数の得票者を選出する。さらに、決選投票において得票が同数の場合には、決定するまで投票を継続する。

### 参 考

#### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項 >

- 学部長が学部の代表として教学執行部に参画し、かつ職務上理事となっているため、学部運営に集中する時間が取りにくい。

- 学部長補佐の全学に関わる業務負担が増えており、学部運営に集中する時間が取りにくい。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教務委員会において、学部運営のPDCAサイクルが十分に機能する仕組みを検討する。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 学部長が学部の代表として教学執行部に参画し、かつ職務上理事となっているため、学部運営に集中する時間が取りにくいことに関しては、現状あまり変化はない。ただし、集中的に議論を要する案件については、事前に資料を整えることで各部会での議論を促し、教授会に臨むようにするなど、出来る努力は行っている。
- 学部長補佐の役割分担を政策的に行ってはいるものの、業務負担の軽減にはつながっていない。
- 教務委員会は、定型的な学部内問題に関しては、学部運営のPDCAサイクルが十分に機能する仕組みを徐々に整えつつある。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 学部長が学部の代表として教学執行部に参画し、かつ職務上理事となっているため、学部運営に集中する時間が取りにくい。
- 学部長補佐の全学に関わる業務負担が増えており、学部運営に集中する時間を確保しにくい。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教務委員会において、学部運営のPDCAサイクルが機能する仕組みをさらに整備していく。また、学部長補佐についても、今後学部運営に集中する時間の確保が困難になるようであれば、その増員についても視野に入れた検討を行う。

### 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

本学では学部を単位とした事務組織となっており、商学部事務室においては、教務・学務の2グループ制を採っている。専任職員は、事務長1人、担当課長1人以下13人で構成している。業務の多様化に伴い、2人の派遣スタッフを常置している。それに加え、学生・教員の窓口や補助業務を行うために、8人相当のパートタイム職員を配置しており、情報機器の保守及び情報関連教育への対応として、3人のSE、1人相当のインストラクター、1人相当のパートタイム職員を配置している。

学部ごとに事務室があるため、自学部の学生・教員にきめ細やかな対応ができているが、担当業務の多様化・専門化により、業務の引き継ぎが効果的に行えず、ジョブローテーションをしにくい状況にある。また、複数担当制が正常に機能していないため、これらを改善することが課題である。

(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

各職員が業務の専門性の向上を意図する研修への参加を心掛けており、人事部や外部機関が実施する研修への参加を促すとともに、事務室内で研修を実施している。しかし、業務の種類・量とも年々増加しているため、業務の見直しや新たな企画・立案に取り組むための人的資源、時間が不足し、研修機会を有効に活用できていない側面もある。「定型業務の遂行」から「調査・分析・提案型業務の遂行」という大学職員の役割の変化に対応できないと、組織力が低下する恐れがある。これらの状況に対処するため、若手職員が多い職場であることを考慮した上で、育成に配慮したマネジメントを行うことによって、大学業界の動向に敏感で、時代を先取りした企画・立案ができる事務室にすることが目標である。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

## 理工学部

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

学部長は各委員会から上程された事項を教授会の審議・報告事項として取り上げ、その結果、多くの議論を経て学部運営に関する事項が決定される仕組みとなっており、教授会における審議事項は、学部長の円滑な運営の下、慎重かつ適切に決定されている。

また、学部教授会の下に設置される各種委員会については、学部運営の広い範囲に関連するものと、人事、入学試験合否判定、教職といった各検討事案に合わせて設置されるものがある。前者のうち、主要な委員会の役割は概略次の通りである。

##### 1) 教室委員連絡会議

理工学部に関わる諸問題について、学科・教室が相互に共通の情報を持つことにより、効率的運営を図ることを目的とする。主に教授会上程議題を審議する。構成は各学科・教室から選出された委員と学部長であり、学部長が議長を務める。

##### 2) C委員会

学科目、教養科目、カリキュラムの自己点検、教育方法、教育技術などの自己点検に関する事項を審議する。構成は各学科・教室から選出された委員と学部長であり、カリキュラムを担当する学部長補佐が委員長を務める。

##### 3) D委員会

研究、改革、在外研究、研究活動、業績自己点検に関する事項を審議する。構成は各学科・教室から選出された委員と学部長に加えて、研究科委員長、前学部長が加わり、改革を担当する学部長補佐が委員長を務める。

#### 4) 入試広報委員会

受験生広報全般に関する計画と実施、入学試験方法の検討、入試戦略の策定を審議する。また、構成は各学科・教室から選出された委員と学部長であり、学部長補佐が議長を務める。

なお、人事委員会を除く全ての委員会に、理工学部事務室の事務長並びに担当グループの専任職員が出席している。事務担当者は、委員長、学部長と事前に委員会議題打合せを行い、決定された方策の実施を支援する仕組みとなっている。

各委員会の委員長は、学科選出委員の互選（学科の輪番）によって選ばれるため、委員会の議論の主題は主に各学科・教室の意見調整であり、このような体制は、継続的な活動を改善する場合、もしくは、学科・教室内に影響が留まる場合には十分に機能している。

#### (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

理工学部教授会は、理工学部専任教員によって構成され、中央大学学則第 11 条に基づき、学部の運営の方針及び諸規程の改廃、学部の教育・研究、国際交流に関する計画の立案と実施、教員人事、学部長の選任等、学部の運営に係る事項を審議する機関である。理工学部の運営に関わる事項は、各種の学部内委員会で議論されたのち、教授会に上程された議題について審議される。なお、教授会が審議する事項については、学科・教室単位から出される場合と、学部長が諮問する場合とがある。教育・研究の責任は、学科・教室を単位として運営されており、ほとんどの場合、委員会の議論は各学科・教室の意見を反映している。

学部教授会は毎月 1 回程度（必要に応じて臨時教授会を開催）開催しており、上記に示した学部運営上の審議を適切に行っている。

#### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

#### 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限は、学則第 9 条第 2 項において、学部に関する事項をつかさどり、学部の代表者になることが定められている。学部長は、学部教授会の議長として、学部の運営に係る事項について学部の意思を取りまとめ、学部の代表として全学的な意思決定の場に臨んでいる。また、学部長は職務上理事となり、学部のみならず本学の運営に対しても参画することが可能となっている。

以上のように、学部長の権限は学則に規定されており、現状におけるその権限の内容と行使については、適切なものとなっている。

#### (2) 学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任については、学部長選挙に関する内規に基づき、適切かつ公正に行われている。具体的には、学部専任教員の中から選挙管理人を 3 名選出し、選挙形式で教授会員の投票によって行われる。選挙においては、有効投票の過半数を得た者を学部長とすることとなっており、過半数を得た者がいない場合には、上位の得票者から順次得票数を合算し、当該合算数が有効投票数の過半数に達した時点での上位得票者について再投票を行うこととなっ

ている。さらに、再投票を行った結果、有効投票の過半数を得た者がいないときには、上位の得票者2名について決選投票を行い、学部長を選出することとなっている。

なお、学部長の任期は2年で、再選は1回を限度とし、任期は通算で4年間を限度としている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

理工学部事務室は、他の学部事務室とは異なり、学部と大学院両方の教務事務を所管している。また、キャンパスが離れていることにより、教職課程に関する事務など全学横断的な業務の一部を担い、理工学部に関する総合事務室的な役割を担っている。さらに、法人部署等への提出書類の連絡窓口としての機能も担っている。

事務室の業務は、庶務、学務、教務及び大学院の4つに分けられているが、庶務と学務は、業務の性格を考慮し、1つのグループに統合して業務を行っている。また、各グループは、理工学部並びに大学院理工学研究科に関する業務を相互に連携協力している。

各グループの主な業務は、以下の通りである。

- ・教務            ・ ・ ・ 学籍、授業、試験及び教職に関する業務
- ・庶務・学務    ・ ・ ・ 予算、教員の学内研究費、特別入試の実施、教授会に関する業務
- ・大学院        ・ ・ ・ 大学院理工学研究科に関する業務

事務室の要員としては、管理職位者としての事務長を含め専任職員20人、派遣職員4人、嘱託職員2人及びパート職員5人の計31人が配置されているほか、各学科に準備室を設置し、教室・研究室事務室員11人及び教育技術員21人が配置されている。事務室以外の要員として、学部長室に派遣職員1人、教員室に派遣職員2人及びパート職員2人、新教育GP支援室にパート職員2人が配置されている。

なお、専任職員の配置については、本人から提出された自己申告書及び所属長との年2回の面談により、適正な配置が行われるよう配慮している。

##### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

理工学部事務室では、各グループで毎朝ミーティングを行い、業務の進捗確認や意識共有をしている。グループ内の業部分担を一定期間ごとにローテーションすることにより、業務に継続性をもたせるとともに、業務手順の検証やマニュアルの整備が行われる。また、各グループの副課長によるミーティングを原則月1回開催し、情報を共有することにより、グループを超えた協力体制を構築している。事務室全体の課題についても副課長ミーティングを通じて検討がすすめられる仕組みとなっている。

一方、学科等の準備室が、10学科と語学・人文・社会教室にあり、それぞれに教室・研究室事務室員を配置している。準備室は、学科に所属する専任教員の事務手続きの窓口であり、事務室と各学科の専任教員との橋渡しの役割を担っている。事務室と準備室が連携するこ

とで効率的に事務処理を進めることができる。また、物理学科を除く9学科には教育技術員が配置され、実験・実習・演習科目等の補助業務及び学科等の指示に基づく業務を担当し、専門スタッフとして機能している。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 文学部

#### I. 管理運営

##### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

教授会の下には各種委員会が設けられているが、中心となるのは教務委員会と「文学部研究・教育問題審議委員会」である。両委員会とも、各専攻及び教員グループから選出された1名ずつの委員により構成されている。

教務委員会は、教授会の下部機関として教務上の諸案件の円滑な処理を行う委員会である。特に全体的な議論の必要性がない実務的な事柄、また長期間にわたる検討が必要な案件については、教授会に先立ってここで予め審議している。この教務委員会の機能は、教授会を合理的にスムーズに運営するという観点からも十分に評価できる。

文学部研究・教育問題審議委員会は、制度上、何らかの変更を伴うような事項について審議している。また、各委員会の下にワーキンググループが設けられることもあり、専攻の枠を越えた自由な立場から、各々の討議が行われている。

また、2015年3月の将来構想委員会答申において、教員の業務負担が問題点として提起されたことを契機として、教務委員会において、学部内各種委員会の統廃合（学生授業評価委員会、文学部紀要編集委員会を教務委員会へ統合するなど）を行った。現在は、上記委員会のほか、学部内には以下の7の委員会がある。

- ・文学部入試・広報委員会
- ・文学部合否決定委員会
- ・文学部奨学金委員会
- ・総合教育科目運営委員会
- ・資格課程運営委員会
- ・情報環境整備委員会（この下に「パソコン教室運営委員会」あり）
- ・文学部キャリア教育委員会

※教務委員会が兼務する委員会（研究室運営委員会、在外研究員選考委員会、特別研究員選考委員会、特定課題研究候補者選定委員会、特別図書購入計画委員会、学部国際交流委員会、懲戒委員会、卒業延期審査委員会、文学部組織評価委員会、学習指導委員、紀要編集委員会）

教授会は、これら委員会の審議・検討結果について、最終的な審議を行い、学部全体の合意を民主的に形成する役割を適切に果たしている。



## (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

教授会については、学則第 11 条において「学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること」「学位の授与に関すること」等学部に関することを審議する機関と定められている。この学則を受けて中央大学教授会規程が制定されており、ここに、学部長が会議の招集者であり、議長を務めること、教授会員の過半数の出席をもって開催されること、議決には出席教授会員の過半数の同意が必要であることが定められている。教授会は学部の最高意思決定機関として位置づけられており、原則として月 1 回の定例教授会が開催され、文学部に關わる案件の審議が行われている。当該年度の在外研究員・特別研究員を除く文学部所属全教員が教授会の構成員であるが、毎回ほぼ 8 割以上の出席が保たれている。議長は学部長が務め、他に教授会幹事 2 名が教授会員の中から任期 1 年で選出され、書記として会議の進行を補佐している。

教授会の運営については、上に掲げた目標に照らし、ほぼ達成されているといえる。一方、一定の議論が必要な問題については、教授会員が自由に議論する環境が教授会において十分に保障されている。以上のように、文学部教授会の役割と活動は極めて適切なものである。

### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限内容は、学則第 9 条第 2 項にある通り、学部に関する事項をつかさどること、学部の代表者となることである。学部の最高意思決定機関である教授会の議長として、学部の運営に關わる事項について学部の意思をまとめ、学部の意を体して全学的な意思決定の場に臨んでいる。学部長の権限内容に係る学則上の規定、その行使の現状については、何ら問題はなく、教授会との関係も適切である。学部長の任期は 2 年で、再任は妨げないと規定されている。

#### (2) 学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任手続きについては、中央大学学部長に関する規則に定めるほか、学部教授会の審議事項を規定した学則(第 11 条第 3 項第 12 号)「学部長の選出に関すること」に基づき、「文学部長候補者選出に関する内規」が定められており、これに則って厳正に行われている。すなわち、任期満了の一ヶ月前、もしくは学部長が欠けた場合に、教授会は教授会で選出された 3 名をもって選挙管理委員会を設置し、当該委員会が選挙の管理を行う。選挙は選挙人の 3 分の 2 以上の出席をもって、単記無記名投票によって行われる。投開票は、立会人 3 名の立合の下に選挙管理委員会が行うが、この立会人は予め教授会で選出することになっている。この選挙によって過半数(白票を含む有効得票数の過半数)の得票を得た者を当選人としている。なお、投票において過半数を得た者がいない場合には、上位得票者 2 名につき、ただちに再投票を行い、比較多数を得た者をもって当選人としている。このように、学部長の選任手続きは、教授会において定められた内規に則り、適切に行われている。

なお、現行の学部長選任方法については、2014 年度に実施された専任教員アンケートによると、全体で 76.9%、文学部では 80.0%が肯定的な回答をしていることから、概ね適切なもの

のと判断できるが、学部長職は、本学のガバナンスの一端を担い、大学の意思決定において一定の権限と責任を有する立場でもあることから、その選任方法については、今後、文学部においても検証を行う必要があるかと思われる。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

本学は、各学部単位で独立した事務組織が構成されており、学部に関わる事務処理のほとんどが学部事務室で完結する事務体制となっている。文学部事務室においては、教授会及び各種委員会運営・特別入試・庶務業務などを職務とする学務グループ（副課長1人を含む専任職員4人）と授業編成・学籍管理・学部試験などを職務とする教務グループ（副課長1人を含む専任職員7人、嘱託職員1人（キャンパス・ソーシャルワーカー）、派遣社員1人）とがあり、これらを統括する事務長と、それを補佐しつつ両グループの業務執行の円滑化を支援する担当課長（1人）という構成である。これに加えて、文学部事務室、教員室、パソコン教室等に複数のパートタイム職員を配置しているほか、文学部の特徴をなしている各専攻および共通科目の共同研究室に各2人の事務室員（共通科目共同研究室は1人）を配置し、専攻に関わる業務を担っている。このほか、2016年4月より、教務システム関係業務に携わるため、情報環境整備センター委託社員2人が事務室内に常駐しており、システム運用に係る専任職員の負担軽減に貢献している。

文学部事務室は、文学部の事務に特化した組織であり、また文学部棟の3階という学部施設の中心に位置していることの強みは大きい。文学部関係者の窓口としては至便であり、同じ棟に個人研究室をもつ専任教員との緊密な連携を可能にし、教室の管理など教育面においても速やかな事務処理のほか、学生へのきめ細かな対応も行うことができおり、それは職員の役割分担の明確化による事務処理の効率化によるところも大きい。

一方で大学を取り巻く社会状況の変化等に伴い、事務室が所管する業務量は年々増加しており、入試の多様化や学生に対する各種サービスの充実等、その業務内容は高度化・複雑化が進んでいる。

##### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

職員のスキル向上、業務の効率化を図るために有用と思われる学内・学外諸機関での研修については、課員が自発的に参加している状況にあるほか、本学においては、人事課による資格別研修・目的別研修が実施されており、研修の機会と制度の整備がなされている。

文学部独自の取組みとしては、2013年度末から、学部長・学部長補佐及び事務室職員による附属高校訪問・他大学訪問・学校推薦新規指定校訪問等が毎年度継続して行われており、訪問先で得られた内容は、持ち帰り事務室内で共有することで、職員の意識改革、学部の広報・入試戦略や日常業務に活かされている。また、2014年4月に学部研究・教育問題審議委員会のもとに設置された文学部将来構想委員会、2016年9月に発足予定の（第二次）文学部将来構想委員会には、事務室職員も委員として参加するなど、これまでに例の無い教職員協

働での取り組みが行われている。

他方で、事務室業務においても、各グループでの業務分担の見直し、グループ間異動を通じたジョブローテーションが定期人事異動と連動して行われており、事務室内の協力関係の強化と活性化に繋がっている。

加えて、2015年12月、各学部事務室の職員が中心となり、研修ツールである「FI（フィールド・イノベーション）活動」を通じて、学部事務業務の統合についての提案が取りまとめられ、まずは授業関係、試験関係、学籍・成績関係業務の項目を統合の端緒として、試行的に文系各学部事務室が共同して業務を行うべく準備がすすめられている。文学部事務室職員も、この取り組みの中核的な存在として積極的に関与している。

## 参 考

### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 2015年3月に出された文学部将来構想委員会からの答申には、委員として参加した職員からの提案も反映されており、2015年度も引き続き同委員会において、教職員一体となった課題解決策の検討がすすめられている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 2015年4月以降も継続することとなった将来構想委員会において、引き続き教員・職員が一体となり、双方の立場からの意見をすり合わせながら、具体的な提案の策定をすすめていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 文学部将来構想委員会からの答申を受け、答申において指摘された問題点の解決や2017年度カリキュラム改正に向けた準備に教職員が一体となって取り組んでいる。なお、将来構想委員会は、教員・職員が一体となった構成を維持しながら、2016年度以降も継続し、残された課題について検討をすすめていく予定となっている。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 総合政策学部

### I. 管理運営

1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

総合政策学部教授会の下に、学部運営委員会、人事委員会、入試・合否委員会、奨学金委員会、プロジェクト奨学金委員会、広報・ブランディング委員会、紀要編集委員会のほか、教務・カリキュラム委員会（傘下に国際交流、外国語力向上〔英語、英語以外の外国語の2グループ〕、情報の各小委員会）、危機管理委員会、懲戒委員会、将来構想委員会、さらに大学評価委員会の下部組織となる総合政策学部組織評価委員会を置き、各委員会の目的・構成・

審議事項等は学部内規として整備している。教授会員は、こうした委員会審議を分担し、学部長に検討結果を上程している。学部長は各委員会から上程された事項を教授会の審議・報告事項として取り上げ、その結果、多くの議論を経て学部運営に関する事項が承認される仕組みとなっており、教授会における審議事項は慎重かつ適切に決定されている。

## (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

総合政策学部教授会は、学則第 11 条第 2 項に基づき、総合政策学部の教授、准教授、助教によって構成される。また、同条第 3 項第 3 号の規定により、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事、学位の授与に関する事について審議するほか、学部運営の方針、学部長の選出、各種全学的な委員会の委員の選出、学則その他重要な規則の制定・改廃、自己点検・評価その他当該学部の評価、教員の選考・昇進その他教員の人事に係る審査等の 13 項目については、学長に述べる学部意見を審議する役割を負っている。この他、全学に関する教育研究等の重要事項についても審議、報告、意見聴取、懇談等が行われる。学部教授会は毎月 1 回程度開催（この他、必要に応じて臨時教授会を開催）しており、上記に示した学部運営上の審議を適切に行っている。

### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方針】

- 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 学部長の権限と責任が明確化されているか。

学部長の権限は、学則第 9 条第 2 項において、学部に関する事項をつかさどり、学部の代表者になることが定められている。学部長は、学部の最高意思決定機関である学部教授会の議長として学部の運営に係る事項について、学部の意思を取りまとめ、学部の代表として全学的な意思決定の場に臨んでいる。また、学部長は職務上理事となり、学部のみならず、本学を設置する学校法人の経営に対しても参画することが可能となっている。このように、学部長の権限は学則に規定されており、現状におけるその権限及び行使については、適切かつ妥当なものとなっている。

なお、同条第 3 項では学部長の任期は 2 年で、再任を妨げないものと規定されている。

#### (2) 学部長の選考方法の適切性、妥当性

学部長の選任については、学則第 11 条第 3 項第 3 号及び総合政策学部内規に基づいた適切な選任手続が行われている。

具体的には、「学部長選挙についての申し合わせ」に基づいて選任手続がなされるが、選挙は、休職、在外研究、特別研究及び海外出張中の者を除いた教授会員の 3 分の 2 以上が定足数となっており、選挙は、所定の投票用紙により、単記無記名の投票によって行われる。なお、特別研究中の者で本人が投票を希望する場合は、上記申し合わせに基づき、選挙人に含めた臨時定足数により選挙を行うことができる。

選挙は、教授会で選ばれた 2 人の選挙管理委員による指示の下で厳正に行われ、投票総数の過半数を得た者が学部長となる。なお、第 1 回の投票で過半数の得票を得た者がいない場合には、上位の得票者 2 人について決選投票を行い、多数を得た者が学部長となる。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

総合政策学部事務室は、中央大学事務組織規則に明文化された分掌に基づき、事務長はじめ8人の専任職員が、教務・学務の2グループに分かれ、業務遂行にあたっている。

教務グループは、授業編成、授業実施、履修、試験、成績、学籍、証明書、関係する学部内各種委員会（教務・カリキュラム委員会等）の運営補助などにあたる。また、学務グループは、教授会はじめ、入学試験のうちの特別入試（指定校推薦入試など）、学部が選考する奨学金、学部の予算管理、関係する学部内各種委員会（入試・合否委員会、広報・ブランディング委員会、奨学金委員会等）の運営補助などにあたる。なお、両グループでは各々、副課長1人が業務監督の任にあたる。

総合政策学部事務室の専任職員構成は事務長1人、担当課長1人、副課長2人、課員4人（うち1人は産後休暇のため、代替要員として派遣職員を雇用中）となっており、このほかに派遣職員1人（上記の代替要員を含まない）、昼間パートタイム職員3人、夜間学生パートタイム職員数人（パートタイム職員は昼・夜間ともにローテーション勤務体系）がいる。また、学部が管理するシステム管理室には嘱託インストラクター2人が、教員・学生の情報環境利用をサポートしている（いずれも2016年5月1日現在）。

総合政策学部は創設当初から少人数教育をコンセプトに掲げており、その事務室は徹底した学生サービス・教員への助力に努めている。また、他学部の事務室よりも少人数の構成となっているため、グループ制による業務分担に限定せず、「総合政策学部事務室業務分担」によって一人の専任職員が複数の業務を担当する仕組みを指向し、各人の職務領域も多岐にわたり、一人ひとりの役割が極めて大きな組織となっている。

(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

人事課で企画・実施される資格別研修・目的別研修については、課員は業務を調整して積極的に参加しているが、外部研修については個人の参加意識と裁量にまかされている。研修機会については、個人の申し出により業務調整を行っていることにより確保されていると言える。また、全員参加の職場研修も実施している。2014年度には、文科省OBの本学嘱託職員に「大学を取り巻く状況と大学改革の動向」と題する講演を依頼し、高等教育行政の方向について理解を深める研修を実施した。

事務業務の専門性の向上については、学部事務室職員として私立大学関係の研修会等で他大学の事例研究や情報交換で習得する必要がある。また、業務の効率化においては、OJTを中心に、業務の改善を考え、各職員が意識して業務に取り組んでいる。

政策系学部としての学部の運営に関しては、「七大学政策系学部長懇談会」へ職員が同行し、他大学の情報収集を行っている。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

## Ⅱ 大学院 文系大学院共通

### I. 管理運営

#### 1. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

大学院事務室は、中央大学事務組織規則第6条（事務組織及び所管業務）第1項第21号に基づき設置されており、その所管業務は「大学院の教務事務に関する業務」と定められている。大学院事務室の所管業務は、同規則第9条（組織及び職務分掌）第4項、別表第2に詳細に定められているが、簡潔に表現すれば「文系6研究科の教育研究を支える独立の事務組織」であり、各研究科の運営を支援するため、多摩キャンパスにおいて事務長、担当課長1人の下に各研究科業務（担当課長も1研究科を担当）及び入試、奨学金、学籍管理などの研究科横断的業務を行う専任職員7人、さらに非専任職員若干名を配置している。

公共政策研究科の大部分の授業、及び同研究科を除く文系5研究科の一部の授業については市ヶ谷田町キャンパスで開講しており、これらの授業実施を支援するため、同キャンパスに文系大学院事務室を設け、2016年5月1日現在、2人の専任職員及び非専任職員若干名が常駐している。

また、各研究科の事務担当者は、担当研究科委員長と緊密に連携しており、入試、奨学金、学籍等の研究科横断的業務の担当者とも意思疎通は十分に行っているほか、自己の担当研究科の業務を熟知しており、大学院生に対しても十分なサービスを提供している。さらには、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与し、研究科委員長の補佐機能を果たしている。

なお、事務体制上の課題としては、人的制約上、業務代替えが思うようにできていないことが挙げられる。大学院の主たる業務について、メインとサブの複数のスタッフを配置することで業務の継続性を担保するよう配慮しているものの、メインとサブの間の業務の習熟度には差があり、各研究科運営を始めとする大学院諸業務の円滑な執行を重視すると担当業務代替えも慎重に行わざるをえない。現在は、自己の担当する研究科を超えて、大学院学生・教員とコミュニケーションを図る機会を増やすことや他研究科の情報を得ることで視野を広げ、他研究科の保有するノウハウを自身がメインとして担当する研究科の業務等で活用し、大学院事務室の総体としての業務及びサービスレベルの向上・改善に努めている。他方で、大学院事務室での勤務経験が長く、異動を希望する課員が増えることが予想される。課員の異動希望に応えながら、大学院事務室の提供するサービスの質を維持・向上していくかが課題であると言える。

##### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

大学院事務室の業務は、研究科担当業務及び入試、奨学金、学籍管理等の研究科横断的業務で構成されているので、研究科の独自性に配慮しながらも、全体としての共通性を確保し、個別対応業務を少なくすることで業務の効率化を図っている。

事務職員の専門性の向上については、人事部が担当する各種研修のほか、他大学との合同

研修、学外機関での講演会・研修会への参加、事務室内 OJT により対応している。

#### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 法学研究科

#### I. 管理運営

##### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

法学研究科委員会において所管するすべての事項は、その内容に応じて委員会組織の設置、あるいは担当委員制を設けている。具体的には研究科の諸制度の改変については制度改革検討委員会、奨学金については奨学委員会、自己点検・評価については法学研究科組織評価委員会、学生学術紀要論文審査については研究年報審査委員会、各専攻の授業編成及びその運営は専攻会議をそれぞれ設置するほか、担当委員制としては、広報委員、FD 推進委員、日本学生支援機構返還免除審査委員、ハラスメント防止啓発委員、オープン・ドメイン委員、入試運営委員等がある。その他に博士論文審査委員、修士論文審査委員など学位審査に関わる委員の設置や、短期の外国人留学生受入れ担当委員等も存在する。こうした各種委員会と担当委員からは、それぞれの所管事項について、研究科委員長を通じて、法学研究科委員会に議題あるいは報告事項などとして適宜上程され、審議・承認、または、報告・了承を得ることで、研究科としての意思決定がなされる仕組みとなっている。

###### (2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

法学研究科委員会（以下委員会）は、法学研究科に所属する専任教員（2016 年 5 月現在、博士前期課程 59 名、博士後期課程 81 名）から構成される。大学院学則第 11 条によれば、その任務は、以下の事項について審議し、その意見を学長に述べるのが任務となっている。第 1 に学生の入学及び課程の修了、第 2 に学位論文の審査並びに学位の授与に関する事、第 3 にその他研究科の教育に関する事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項、さらに学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べるができることとなっている。なお、この大学院学則第 11 条については、学校教育法及び同法施行規則の一部改正を踏まえて改正されている。

また、委員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができず、上記事項の議決には、出席委員の過半数の同意が必要である。ただし、教員人事、学位論文審査及び学位授与については、出席委員の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。委員会の議事は議事録に記録し、委員長がこれを保管する。

委員会は、委員長の議長の下で、月に 1～2 回開催される。法学部の法学・政治学専任教授は、法学研究科委員会の申し合わせに基づき、教授昇格又は就任後直ちに法学研究科の担当専任教員（研究科委員会委員）となり、法学研究科の博士前期課程・博士後期課程の研究指導を担当する。准教授については、科目担当の必要性に応じて、各専攻の研究科委員の審査を経て任用され、研究指導を担当する場合もあるが、この場合は、研究科委員会所属委員

に就任することとなる。このように、法学研究科委員会は、法学研究科のあらゆる活動を審議の対象としたものであり、各委員が全ての審議事項に実質的に参加することで、民主的かつ効率的な審議を行っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表すると定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項に対応している。研究科委員長は、従来、その権限において法学研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めてきた。その権限の内容とその行使の実態は、学内規程に基づく民主的かつ適切なものである。

#### (2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の権限及び選任手続については、大学院学則第6条において、「委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。委員長は当該研究科委員会において互選する。任期は2年であり、再任を妨げない。」とされている。

委員長の選出については、学校教育法及び同法施行規則の一部改正を踏まえた大学院学則改正前（2015年4月1日以前）は、研究科委員会の審議事項であり（大学院学則第11条第1項第3号）、委員の過半数の出席と出席委員の過半数の同意が必要であった（第11条第3、4項）。2015年度に行われた研究科委員長の選任に際しては、かつての申し合わせによる選出方法を改め、法学研究科委員長選出に関する内規を定めて実施した。この内規には、以前の申し合わせの内容だけではなく、投票用紙の書式、票数の確認の方法なども含めて具体的にかつ詳細に定めたものとなっている。

以上のように、法学研究科における研究科委員長の選任手続については、明確性と公正性、透明性に配慮した内規に基づいて行われており、それらは適切かつ妥当なものとなっている。そのほかに、2009年度の研究科委員長選出選挙から、研究科委員長候補者の推薦制度を導入することとし、研究科委員長候補者の研究科運営及び人物評価等について、研究科委員会委員各員が確認することを通じて、選挙の透明性の確保を図ることとしている。なお、投票時において、推薦されていない候補者への投票についても、有効投票として取扱い、選挙権と被選挙権が十分に保障されている。

なお、病気、事故等の不測事態等により研究科委員長が不在となったときの取扱いについても、研究科委員会において別途申し合わせを定めて、研究科委員長不在に伴う研究科の管理運営の安定性を確保している。



## 参 考

### 【2015 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 研究科委員長候補者の考えは、立候補者のマニフェストでなく他者の推薦文という形式で被選挙人に伝えられるため、選挙人が投票する際の判断基礎として不明確なものとなる場合がある。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 今後、研究科委員長の選任に際しての一層の情報開示を図っていく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 2015 年度に実施された研究科委員長の選任にあたり、法学研究科委員長選出に関する内規を定めて研究科委員長の選任に関するプロセスを明確にし、透明性、公平性を高めた。また、研究科委員長不在時の取扱いについても研究科委員会の申し合わせとして定めて、研究科の管理運営に支障をきたさないようにした。

### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 法学研究科委員長の選出については、法学研究科委員長選出に関する内規を定めて選任プロセスは明確になったものの、研究科委員長候補者の考えは、立候補者のマニフェストでなく他者の推薦文という形式で被選挙人に伝えられるため、選挙人が投票する際の判断基礎として不明確なままである。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 法学研究科委員長の選出に際しての、推薦書方式のあり方について検証・検討を行う。

## 経済学研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

研究科相互、あるいは、総体としての教学の意思決定は、学長のもと研究科委員長会議で審議が行われている。また、経済学研究科固有の課題については、経済学研究科委員会の下に設置される教務委員会、入試委員会等の各種委員会によって素案が議論され、最終的には、経済学研究科委員会で審議し、承認する仕組みとなっている。

##### (2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員会の権限等について、大学院学則第 11 条においては当該研究科委員会の審議事項を以下のように規定している。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関すること
- 二 学位論文の審査並びに学位の授与に関すること

- 三 その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

さらに学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について、審議し、又は学長等の求めに応じて、学長等に意見を述べるができることとなっている。

審議された事項については、常設の各種委員会によって業務が遂行されている。また、教育方法やカリキュラムに関する改革については、大学院改革問題検討委員会での審議を経て、研究科委員会で審議され、実施される。

経済学研究科には博士前期課程担当と博士後期課程担当の2つの経済学研究科委員会があり、それぞれ年14回程度開催されている。以上の通り、研究科委員会の権限と責任については、学則に明確化されており、これに基づいた研究科委員会の適切な運営がなされている状況にある。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。**

研究科委員長に関する規定は、大学院学則の第6条並びに第10条で以下のように定められている。

第6条 各研究科に委員長を置く。

- 2 委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。
- 3 委員長は、当該研究科委員会において互選する。
- 4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 研究科委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員の互選によって、その代行者を定める。

研究科委員長は、学則の規定に基づき、その権限において経済学研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めるなど、その権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものとなっている。

**(2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性**

経済研究科では、研究科委員長の選出方法に関して「経済学研究科委員長選挙実施要領」を明文化しており、この定めに基づき研究科委員長の選出が適切になされている。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## 商学研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第3章（第6条～第14条）に基づき、研究科委員会が研究科に関する事項を審議することとしている。また、研究科の活動に応じ、教務連絡委員会（教務事項の検討・調整）、改革委員会（教務事項の改善検討・調整）、論文審査委員会（研究年報論文の審査）などの小委員会があり、研究科委員会に議案を上程している。

##### (2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

商学研究科委員会の役割は、法学研究科、経済学研究科、文学研究科、理工学研究科、総合政策研究科、公共政策研究科と同様に、大学院学則において以下の事項について審議することとされている。1) 学生の入学及び課程の修了に関する事、2) 学位論文の審査並びに学位の授与に関する事、3) その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるもの、として別に定められたものである。

研究科委員会については法令上の定めはないが、学部教授会が学校教育法第93条の規定を受け、学生の入・退学等の重要な事項を審議するために設置されていることに鑑み、研究科委員会の役割は、学部教授会の定めにしたものとしており、その役割は適切であるといえる。

##### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

#### 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

大学院学則において、商学研究科委員長の権限は、「委員長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する。」（第6条第2項）とされている。これは、中央大学学則で定められた商学部長の権限、即ち、「学部長は、その学部に関する事項をつかさどり、その学部を代表する」（第9条第2項）と同様のものである。

また、商学研究科委員長の役割は、商学研究科の理念・目的、教育目標の実現に向けてリーダーシップを発揮すること、商学研究科委員会の決定事項を遵守・推進することにあると考えられ、このようにして、研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性は担保されている。

##### (2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

商学研究科委員長の選任は、大学院学則に基づき、商学部学部長選挙の申し合せを準用する形で実施されている。つまり、商学部の専任教員であって商学研究科の担当教員である者全てが選挙権・被選挙権を有する。加えて、国際会計研究科（専門職大学院）の専任教員であって、商学研究科博士課程後期課程担当者も選挙権を有している（ただし、被選挙権は有さない）。ちなみに、選挙方法の概要は、以下の通りであり、商学部における商学部長選挙についての申し合わせを準用したものとなっている。

- ① 研究科委員長の選挙は、予め決定した研究科委員会において行う。
- ② 在外研究中、海外出張中及び休職中の者は、選挙人から除く。
- ③ 特別研究中の者は、本人の希望により選挙人に含め、臨時定足数により行う。
- ④ 不在者投票は行わない。
- ⑤ 選挙は、選挙人の3分の2以上の出席がなければ行うことができない。
- ⑥ 選挙において有効投票の過半数を得た者を当選人とする。
- ⑦ 白票は、有効投票とする。
- ⑧ 第1回の投票において、有効投票の過半数を得た者がいない時は、第1位及び第2位の得票者について決選投票を行う。
- ⑨ 決選投票においては、比較多数の得票者を当選人とする。以上の手続きにより、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性は担保されている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### 理工学研究科

#### I. 管理運営

##### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

大学院学則第8条において、「各研究科に、研究科委員会を置く」こと、第11条において、その審議内容を定めている。理工学研究科委員会は、理工学研究科に所属する専任の教員をもって組織され、同学則第10条により研究科委員長が議長となる。理工学研究科においては、研究科委員長と各専攻から選出された連絡委員で構成される理工学研究科連絡委員会（詳細は後述）を経て、研究科委員会における審議を行うこととしている。なお、各専攻における検討・意見が必要となる場合は、連絡委員を通じて理工学研究科連絡委員会に集約される仕組みとなっている。

理工学研究科の運営に関わる事項は、各種の研究科内委員会で議論されて、研究科委員会で決定される。テーマは、専攻から出される場合と、研究科委員長が諮問する場合とがある。教育・研究の責任及び予算は、専攻を単位として運営されており、ほとんどの場合、委員会の議論は各専攻の意見を反映している。研究科内委員会は、研究科運営の広い範囲に関わるものと、人事、入学試験合否判定、といったテーマ毎のものがある。前者のうち、主要な委員会の概略は次の通りである。

##### ①理工学研究科連絡委員会

理工学研究科に関わる諸問題について、各専攻が相互に共通の情報を持つことにより、効率的運営を図ることを目的とする。主に研究科委員会に上程する議題、並びに研究科委員会に諮る必要もないような軽微な議題を選別する。前者の議題については研究科委員会へその審議を上程し、後者については、それらを審議する。また、研究科委員会に上程する前に、予め協議を要する事項について懇談するケースもある。委員会構成は専攻から選出された委員と研究科委員長であり、研究科委員長が議長を務める。なお、2010年度から

は学部の連絡委員が研究科の連絡委員を兼ねるようにして会議における重複を減らし、必要な議事に時間をかけられる体制としている。

## ②人事委員会

本委員会は、研究科委員長の諮問により、専任教員の新任・昇格人事の予備審査に関する事項、理工学研究科の人事に関する基本的事項等について審議する。研究科委員長と、専攻から選出された2名の委員によって構成され、研究科委員長が委員長となる。

## ③合否委員会

合否委員会は、入学試験の合否決定を行う。研究科委員長と、専攻から選出された2名の委員によって構成され、研究科委員長が委員長となる。

その他、FD委員会が適宜開催されたり、充実検討に関係したワーキンググループ等が必要に応じて設置されたりする。

## (2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

平成27年(2015年)4月の学校教育法及び同法施行規則の一部改正への対応として、大学院学則第11条を改正し、研究科委員会が教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確化するとともに、研究科委員会が学長に意見を述べるものとする事項を定めている。大学院学則第11条1項には、研究科委員会の審議事項として、学生の入学及び課程の修了に関する事、学位論文の審査並びに学位の授与に関する事、その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項(下記)とされている。ただし、計画申請を受けて、予算案を策定するのは法人の担当となっている。

<学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認める事項(大学院学則第11条第1項第3号)>

- 一 校地・校舎の変更に関する事
- 二 教育研究組織の新設・改廃に関する事
- 三 研究科委員長の選出に関する事
- 四 研究科委員長の選出に関する事
- 五 各種全学的な委員会の委員の選出に関する事
- 六 大学院学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事
- 七 自己点検・評価その他当該研究科の評価に関する事
- 八 教員の選考、昇進その他教員の人事に係る審査に関する事
- 九 教育課程、授業日その他教育研究に関する事
- 十 授業科目の編成及び担当に関する事
- 十一 試験その他の評価に関する事
- 十二 学生の外国への留学及び外国からの留学生の受入れに関する事
- 十三 学生の奨学に関する事
- 十四 学生の顕彰に関する事
- 十五 国際交流の推進に関する事

**【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。**

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表すると定められ、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウンに基づく意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項に対応している。研究科委員長の権限内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切であるといえる。

**(2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性**

理工学研究科委員長の選任については、「研究科委員長互選方法に関する申し合わせ」に基づき、適切かつ公正に行われている。具体的には、研究科専任教員の中から立会人を2名選出し、研究科委員会構成員が選挙人となり、投票により選出する。選挙においては、有効投票の過半数を得た者を研究科委員長とし、過半数を得た者がいない場合には、上位の投票者から順次得票数を合算し、当該合算数が有効投票数の過半数に達した場合の上位得票者について再投票を行う。さらに、再投票を行った結果、有効投票の過半数を得た者がいないときには、同様の方法で再々投票を行い、得票数が比較多数の者を研究科委員長として選出することとなっている。

なお、研究科委員長の任期は2年で、再選を妨げないこととなっている。

**【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

○ 特になし

**3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

**(1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性**

理工学研究科については理工学部事務室が、学部と大学院両方の教務事務を所管している。また、キャンパスが離れていることにより、教職課程に関する事務など全学横断的な業務の一部を担い、教務に関する総合事務室的な役割を担っている。さらに、法人部署等への提出書類の連絡窓口としての機能も行っている。

理工学部事務室の大学院担当は、専任職員5人、及び嘱託職員1人及びパート職員1人で構成され、理工学研究科に関する事務の全てを担当している。所管業務として、大学院の教務事務以外にも、予算申請業務、一般入試をはじめとする年間15回の入学試験の実施、広報活動としての進学相談会の実施、学位授与に関する業務など大学院に関する業務を一貫して担当している。

また、学部と同様に、研究科に関わる事項を審議決定する機関である研究科委員会や連絡会議等の会議運営に関しては、資料作成の段階から事務職員が関与し、研究科委員長の補佐

機能を果たしている。

なお、専任職員の配置については、本人から提出された自己申告書及び所属長との年2回の面談により、適正な配置が行われるよう配慮している。

**(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。**

軽微な事項については、毎朝のグループミーティングにおいて調整を行うことによって、業務の効率化等に努めている。また、業務内容の見直しや分担の適正化などについては、別途時間を設けて協議を行い、必要な改善に努めている状況である。

また、個々の職員は、学外におけるセミナー、シンポジウム、講演会への参加あるいは学内で実施される研修に参加して業務に関連のある情報・知識の収集に努めている。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## 文学研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

(2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

文学研究科の管理運営を担う主たる会議体として、①文学研究科委員会、②教務委員会、③各専攻の研究室会議が挙げられる。文学研究科委員会は同研究科に所属する全ての専任教員によって構成されており、ほぼ1ヶ月に1回のペースで開催されている。研究科委員会は大学院学則第11条の規定により、当該研究科の①学生の入学及び課程の修了に関すること、②学位論文の審査並びに学位の授与に関すること、③その他当該研究科の教育に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項について審議し、その意見を学長に述べることになっている。

教務委員会は研究科委員会の下部組織として研究科委員長と各専攻1名の教員で構成され、研究科委員会の役割を補完し、入試に関する事項、奨学生の選考、任用人事、その他専攻横断的な事項についての各種意見交換や事務連絡、研究科委員会で課題とされた事項や各専攻からの要望について研究科としての成案を作成するなど中心的な連絡調整機能を負っている。教務委員会で取り扱う事項については、必要に応じて専攻の研究室会議での検討を経た上で、再度、教務委員会で調整している。

研究室会議は専攻ごとに当該専攻の教員で構成され、専攻に関わる授業編成、人事、学生の指導、試験、学位授与等の当該専攻の運営に関わる事項について連絡調整や決定を行っている。

文学研究科委員会の審議事項の多くは教務委員会と研究室会議との間の往復を通じ、検討、調整、集約されたうえで、研究科の最終決定機関である研究科委員会で審議決定されるプロセスとなっている。

【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第6条第2項において、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する旨が定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得るという流れに沿って文学研究科に関する事項を処理している。研究科委員長の権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切であるといえる。

文学研究科においては、現行の選出方式が研究科委員会構成員の意見を十分に反映した民主的なものであることに鑑み、当面この方式を維持するが、選挙開始の1回前の研究科委員会で委員長の選出方法を確認し、意見聴取を行うという現行方式を積み上げつつ、より一層望ましい選挙制度のあり方を追求していくように努めることとする。

(2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

文学研究科委員長については、文学研究科委員長選挙実施要領に基づき、研究科委員長が指名する2名の立会人の下、研究科委員会構成員が選挙人となり、投票により選出する。選挙が実施される1回前の研究科委員会において、研究科委員長から選挙の実施方法について事前説明・意見聴取が行われており、選任手続の適切性が確保されている。

【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

総合政策研究科

I. 管理運営

1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

(2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

総合政策研究科における各種委員会の構成は、以下の通りとなっている。なお、大学院全体として設置する委員会の委員と、研究科として独自に設置する委員会委員の双方を選出し、いくつかの委員会については、全学と研究科としての委員を兼ねている。

- ①入学試験運営委員会
- ②任用等委員会
- ③カリキュラム委員会
- ④研究年報編集委員会



- ⑤給付奨学生選考委員会
- ⑥大学院特別奨学委員会
- ⑦日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考作業委員会
- ⑧広報委員会
- ⑨大学院 FD 推進委員会
- ⑩組織評価委員会

各種委員会の役割は、案件ごとに分担されており、個々の委員会で承認された事項については、研究科委員会へ上程し、審議・承認をとる流れとなっており、適切な意思決定プロセスになっている。

また、総合政策研究科委員会は、研究科に所属する全ての専任教員によって構成されており、ほぼ1ヶ月に1回のペースで開催され、大学院学則第11条に定めるとおり、「学生の入学及び課程の修了に関すること」「学位論文の審査並びに学位の授与に関すること」「その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項」について審議している。以上の通り委員の役割分担は潤滑に実施しており、適切な活動を行っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

#### 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。
- (2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の権限は、大学院学則第6条第2項に基づき研究科に関する事項をつかさどり、研究科を代表する立場にある。任期は2年で、再選は妨げないと規定され、学部における学部長に準じた位置付けになっている。

また、総合政策研究科における研究科委員長の選任手続きについては、「研究科委員長の選出手順」があり、学部の全専任教員を選挙人とする学部長選挙に準じた方式で、総合政策研究科全委員を選挙人として、公開され、公平な選挙によって選出されている。

このような手続きに基づき選任された研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、トップダウン的な意思決定ではなく、委員会構成員からの問題提起を受け、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れに沿って研究科に関する事項を処理している。

以上のことから、研究科委員長の選任手続、権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切かつ妥当であると言える。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 公共政策研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

(2) 研究科委員会の権限と責任が明確化されているか。

公共政策研究科における意思決定については、研究科委員会で審議または報告し、これを承認または了承するプロセスとなっている。研究科委員会に上程する案件については、研究科委員長を中心に、研究科に所属する専任教員が分担してこれを担当している状況である。

公共政策研究科委員会では、大学院学則第 11 条に定めるとおり、「学生の入学及び課程の修了に関すること」、「学位論文の審査並びに学位の授与に関すること」、「その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項」を審議している。また、研究科委員会は、1ヶ月に1回の開催を定例としているが、審議事項に応じて必要かつ柔軟な運営を行っている。

##### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方針】

○ 特になし

#### 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 研究科委員長の権限と責任が明確化されているか。

研究科委員長の職務は、大学院学則第 6 条第 2 項において、当該研究科に関する事項を司り、その研究科を代表すると定められており、学部における学部長に準じた位置づけにある。研究科委員長は「投票で選出された委員会の代表者」という位置づけであり、委員会構成員からの問題提起を受けて、委員会の場において解決策を提案し、合意形成を行った上で承認を得る、という流れを基本として研究科に関する事項に対応している。研究科委員長は、その権限において公共政策研究科の理念・目的を実現するための教育研究上の運営並びに改革を進めるなど、その権限の内容とその行使の実態は学内規程に基づく民主的なものであり、適切なものとなっている。

(2) 研究科委員長の選考方法の適切性、妥当性

研究科委員長の選任手続については、公共政策研究科が定める「研究科委員長の選出に関する申し合わせ」において具体的な手続を定めており、研究科委員全員が被選挙人となる（特別研究員・在外研究員も被選挙資格を有する）仕組みとなっている。選挙は、研究科委員の投票により、有効投票数の過半数の得票者を当選とし、開票の結果、第 1 位の得票数が有効投票数の過半数に達しない場合、上位 2 名について決選投票を行う。この場合、第 1 位の得票数が過半数に達しなくとも比較多数で上位得票者を当選とする。

##### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方針】

○ 特になし

### 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

公共政策研究科の業務に関しては、前述のとおり大学院事務室がこれを所管しているが、公共政策研究科については授業を市ヶ谷田町キャンパスで開講していることから、これらの授業実施を支援するため同キャンパスに文系大学院事務室を設け、専任職員1人及び非専任職員若干名（いずれも2016年5月1日現在）が常駐しているほか、1人の専任職員が多摩キャンパスの大学院事務室と兼務する形で業務を行っている。

##### (2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

文系大学院事務室も含め、大学院事務室全体として事務機能の改善及び業務内容の多様化への対応を行っている。市ヶ谷田町キャンパスにある文系大学院事務室に常駐している専任職員は1人であるが、学内の研修等に参加する際には、兼務者のみならず通常は多摩キャンパスの大学院事務室に勤務している専任職員も含め、交代で文系大学院事務室における業務を行う等、研修機会の確保についても配慮を行っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 国際会計研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 意思決定プロセスが明確化されているか。

国際会計研究科には、研究科長（専門職大学院学則第9条）、研究科長補佐（専門職大学院学則第10条）を置き、無任期専任教授の中から指名され、研究科教授会の承認を得て委嘱される運営委員会（専門職大学院学則第16条）を設け、入試・広報委員会、自己点検・評価委員会など、他の各種委員会との連携を図っている。運営委員会は、研究科教授会の下に置かれる無任期専任教員会議（国際会計研究科教授会等に関する規程第16条―第18条）とともに学則に定められる審議事項を処理するために、研究科教授会に先立って付すべき議題の吟味を行うことで、教授会の審議を円滑かつ適切に推進する役割を担っている。

また、国際会計研究科では、専門職大学院の教学事項その他管理運営に関する重要事項について教授会の審議結果が尊重されており、特に、人事及びカリキュラムの改定又は授業科目の新設・改廃については、毎年、次年度に向けて、会計、ファイナンス、マネジメント等の分野毎にカリキュラムの編成上の問題点を洗い出し、必要となる教員人事については、人事計画委員会での検討を経て無任期専任教員会議で審議し、教授会において当該審議結果について報告了承を行い、最終的には学校法人中央大学の教員任用審議会での審議を経て決定する仕組みとなっている。

## (2) 教授会の権限と責任が明確化されているか。

国際会計研究科は本学の独立した専門職大学院研究科として設置しており、これに関する基本事項を専門職大学院学則に定めている。専門職大学院学則に基づいて国際会計研究科は、その専任教員によって構成される国際会計研究科教授会が独立して審議し、その意見を学長に述べることとしている。教授会における審議事項は、専門職大学院学則第15条第1項第1号から第4号に以下のとおり定めている。

- ①学生の入学及び課程の修了に関すること
- ②学位授与の要件に関すること
  - イ 法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
  - ロ 戦略経営研究科ビジネス科学専攻においては、博士学位論文の審査
- ③学位の授与に関すること
- ④その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究科長の権限と責任が明確化されているか。

研究科長は、当該研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表する（専門職大学院学則第9条第2項）こととなっており、この研究科長のイニシアティブの下で、円滑な教授会運営がなされている状況にあり、その権限と行使は適切なものとなっている。

#### (2) 研究科長の選考方法の適切性、妥当性

研究科長選出については、国際会計研究科教授会に関する規程に従って、選挙管理委員を選出後、無任期専任教員全員の投票によって過半数の得票を得た者を研究科長として選出している。有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位得票者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人としている。ただし、2013年度の研究科長選挙からは、決選投票を行っても多数を得た者がいない場合は、2回目の決選投票は行わず、抽選によって当選人を決することとした。また、研究科長補佐の選出は、研究科長の指名に基づき、教授会に報告し、了承を得ることとしている。

なお、研究科長の任期は2年とし、再任を妨げないものとなっている。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

国際会計研究科の事務組織は、専門職大学院事務部の下に置かれており、国際会計研究科事務課、法科大学院事務課、及び戦略経営研究科事務課という3課の構成となっている。国

際会計研究科事務課は、市ヶ谷田町キャンパスに所在し、国際会計研究科に固有の教育研究活動に関連した業務を担っており、2016年5月現在、専任職員3人（内部付きの担当課長1人）嘱託職員3人の構成となっている。必ずしも人員に余裕がある訳ではないが、事務組織の業務分掌に掲げられている全ての業務を遂行するため、相互に連携を保ち、業務に支障を来さないよう配慮しながら業務の遂行に当たっている。

**（2）事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。**

国際会計研究科を支える事務組織の職員は、全学的な職員研修制度を活用しながら、OJTのほか、それぞれの現場において必要となる情報を獲得するための各種フォーラム・シンポジウムへの出席と併せて、専門職大学院に関する各種法令（大学設置基準等）や答申、認証評価制度にかかる知識レベルの向上に努めており、研究科の事務組織に期待される能力の向上に資するトレーニング、レベルアップを図っている。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

## 法務研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

##### （1）意思決定プロセスが明確化されているか。

法務研究科には、研究科長（専門職大学院学則第9条）、研究科長補佐（同学則第10条）を置き、任期の定めのない専任教員の中から指名され、教授会の承認を得て委嘱される運営委員会（同学則第16条）を設けている。

運営委員会は、中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程に基づき、専門職大学院学則に定められている審議事項を処理するために、教授会に先立って付すべき議題の吟味を行うことで、教授会の審議を円滑に推進する役割を担っている。

さらに、法務研究科では、諸般の事項について専門的に審議・運営するため、教授会の下に以下のような各種の常設委員会（法務研究科常設委員会に関する内規）を置き、随時開催している。

- ・FD委員会（教員研修・授業アンケートその他）
- ・教務委員会（カリキュラム運営・ガイダンス等 ※2015年度よりランチ&トーク委員会を吸収）
- ・エクスターンシップ運営委員会
- ・リーガル・クリニック運営委員会
- ・入試・広報委員会
- ・奨学委員会
- ・自己点検評価委員会
- ・国際交流委員会（海外研修科目の企画・運営その他国際交流事項 ※2015年度より国際法曹育成推進委員会を吸収）

- ・図書委員会（主として教育用の図書資料の選定・整備）
- ・研究室委員会（教員研究室の管理運営）
- ・中央ロー・ジャーナル編集委員会（学術機関誌の編集）
- ・特定課題研究費助成候補者選定委員会
- ・学生相談室委員会
- ・人事計画委員会
- ・助教制度運営委員会
- ・カリキュラム・進級制度検討委員会
- ・法科大学院将来構想委員会
- ・特別講座運営委員会
- ・ICT委員会（2016年度新設）
- ・リーガル・キャリア・サポート委員会
- ・法曹リカレント教育運営委員会（継続教育制度等構築委員会から名称変更）

以上の通り、教授会は、法務研究科の運営に必要な自主性・独立性を有し、かつ適切にその活動を行っているといえる。

## （2）教授会の権限と責任が明確化されているか。

法務研究科は、本学の独立した研究科（専門職学位課程）として設置されており、これに関する基本事項を本学専門職大学院学則に定めている。この専門職大学院学則に基づいて、法務研究科では、その専任教員によって構成される教授会を置き、独立して審議し、その意見を学長に述べるものとしている。教授会の審議事項については、専門職大学院学則第15条第1項に次のように定めている。

（研究科教授会の審議）

第15条 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関すること
- 二 学位授与の要件に関すること
  - イ 法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
  - ロ ※他研究科に係る事項のため省略
- 三 学位の授与に関すること
- 四 その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

## 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）研究科長の権限と責任が明確化されているか。

研究科長の権限については、専門職大学院学則第9条第2項にもとづき、その研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表し、研究科運営の総括的な責任を負っている。

このほか、法人機関である教学審議会、教務役員会、理事会（ただし研究科長理事は、研究科長の互選による者1人）及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、研究科長が行使する権限を明らかにしている。

## （2）研究科長の選考方法の適切性、妥当性

研究科長の選任については、専門職大学院学則第9条第3項に定めがあり、その細目は各研究科が内規で定めている。法務研究科では、中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程に基づき、教授会の下に研究科長選挙管理委員会を設置して、適正に選任を行うこととしている。

## 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

法務研究科の運営にかかわる固有の業務を独立して担う組織として、法科大学院事務課を設置している。中央大学事務組織規則別表第2には、その職務の分掌内容を次の通り掲げている。

- 1) 研究科教授会審議事項に関する業務
- 2) 学年暦の作成及び発表並びに学事計画に関する業務
- 3) 予算・決算に関する業務
- 4) 学生募集方針に関する業務
- 5) 研究科の広報に関する業務
- 6) 研究科の入学者選抜に関する業務
- 7) 研究科教授会・各種会議に関する業務
- 8) 学籍の管理に関する業務
- 9) 教員人事の管理に関する業務
- 10) 教育研究支援に関する業務
- 11) 国際交流に関する業務
- 12) 奨学制度に関する業務
- 13) 教務システムに関する業務（共同）
- 14) 他大学院との連携・協定に関する業務
- 15) 提携学外機関に関する業務
- 16) 研究科修了者との交流に関する業務
- 17) 教員研究室の庶務に関する業務
- 18) 学生相談室に関する業務（共同）
- 19) 学生に対する告示に関する業務
- 20) 研究科長秘書並びに教員の応接及び受付に関する業務
- 21) 研究科の教育研究に係る一般庶務事項の処理

法科大学院事務課は、課長以下の専任職員 11 人（担当課長含む）、非専任職員（パートタイム職員及び短期派遣職員除く）9 人の体制で、上記に係る固有の業務を適切に執行しながら、法務研究科の運営に携わっている。

また、法務研究科では、「教授会に付すべき議題に関して企画、立案及び審議の準備を行うことを任務とする（中央大学大学院法務研究科教授会等に関する規程第12条）」ため、運営委員会を設置しており、開催に際しては、事前に事務課長及び各グループ副課長以上が法務研究科執行部（研究科長及び研究科長補佐）と打合せを行い（執行部打合せ、毎月1回）、情報及び問題・認識等の共有化、論点整理等を行い、相互に連携しながら、企画・立案にあたっている。その他、教授会の下におかれる各種委員会においても、事務担当者と委員長との間で認識及び情報の共有を随時行うなど、企画・立案に際して重要な役割を担っている。

また、法科大学院事務課内においては、課内で適宜打合せを行っており、重要事項に関する情報共有を図っている。

## （2）事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

本学では事務職員の研修制度として、中央大学職員就業規則、中央大学職員人事規則、中央大学職員研修実施取扱細則等により、期待される人材像に基づいて「職員の研修計画」を策定し、職能資格の基準を充足させるための資格別研修、専門的知識を獲得するための目的別研修、各部課室に必要な知識・技術の獲得のための職場別研修、職員個人の自己啓発のための自己啓発研修などを実施している。

法科大学院事務課職員についても、これら全学的な研修制度の下で、能力の向上、専門的知識の獲得を図っている。

このほか、業務分担については、7月及び4月の定期人事異動時期に合わせて、適宜見直し、必要な変更を行っている。その結果、2016年4月より課員のグループ間異動及び担当業務見直しを実施した。さらに、7月よりグループ間の担当業務分担及び人員配置変更を実施したほか、教育研究支援室に配置していたスタッフを全員1階事務室内に移動させることで、重複業務及び資料の効率化をはかるなど、ジョブローテーションを通じた個々のスタッフの能力向上や法科大学院事務課全体としての効率化を図っている。

## 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 戦略経営研究科

### I. 管理運営

#### 1. 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）意思決定プロセスが明確化されているか。

戦略経営研究科には、研究科長（専門職大学院学則第9条）、研究科長補佐（同学則第10条）を置き、任期の定めのない専任教授の中から指名され、研究科教授会の承認を得て委嘱される戦略経営研究科運営委員会（同学則第16条）を設け、入試・広報委員会、FD・自己点検・評価委員会、教務委員会等、他の各種委員会との連携を図っている。



戦略経営研究科運営委員会は、戦略経営研究科教務委員会に関する内規に基づき、専門職大学院学則に定められている審議事項を処理するために、研究科教授会に先立って付すべき議題の吟味を行うことで、研究科教授会の審議を円滑に推進する役割を担っている。また、入学者選抜に関しては、入試・広報委員会がその任に当たり、専任教員によって選考を行い、選拔者を決定し、教授会に報告している。

なお、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の運営並びに教育活動に必要な事項については、「ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会」を別に設置して審議を行い、最終的には研究科教授会の議を経ることとなっている。

さらに、戦略経営研究科及び各専任教員の自己点検・評価制度の適切かつ円滑な運用を図るため、中央大学大学評価に関する規程及び各評価委員会設置要綱に基づき、FD・自己点検・評価委員会（戦略経営研究科組織評価委員会）を設置している。

## （２）教授会の権限と責任が明確化されているか。

戦略経営研究科は、先に述べたように専門職学位課程である戦略経営専攻と大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の２つの専攻を設置している。

戦略経営専攻は、本学の独立した専門職大学院研究科として設置されており、これに関する基本事項を専門職大学院学則に定めている。同学則に基づいて、戦略経営研究科では、その専任教員によって構成される戦略経営研究科教授会を置き、独立して審議し、その意見を学長に述べるものとしている。教授会の審議事項は、専門職大学院学則第 15 条第 1 項に次のように定めている。

### （研究科教授会の審議）

第十五条 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関すること
- 二 学位授与の要件に関すること
- イ 法務研究科においては、進級の判定及び修了の判定
- ロ 戦略経営研究科ビジネス科学専攻においては、博士学位論文の審査
- 三 学位の授与に関すること
- 四 その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科教授会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

他方、大学院博士後期課程ビジネス科学専攻に関して、大学院研究科に置く研究科委員会における審議事項は大学院学則第 11 条に定める次の事項となっている。

### （研究科教授会の審議）

第十一条 研究科委員会は、当該研究科に関する次の事項について審議し、その意見を学長に述べるものとする。

- 一 学生の入学及び課程の修了に関すること
- 二 学位論文の審査並びに学位の授与に関すること
- 三 その他当該研究科の教育研究に関する重要事項で、学長が研究科委員会の意見を聴くことが必要と認めるものとして別に定める事項

なお、これら大学院博士後期課程ビジネス科学専攻の運営並びに教育活動に必要な事項については、ビジネス科学専攻（博士後期課程）運営に関する委員会において審議を行い、教授会に対して報告・提案を行うこととなっている。

## 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 2. 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 研究科長の権限と責任が明確化されているか。

研究科長の権限については、専門職大学院学則第9条第2項に基づき、その研究科に関する事項をつかさどり、その研究科を代表し、研究科運営の総括的な責任を負っている。

このほか、法人機関である教学審議会、教務役員会、理事会（ただし研究科長理事は、研究科長の互選による者1人）及び評議員会の職務上の構成員となり、全学的な意思決定に加わっている。また、その他、中央大学事務組織規則に定める職務権限基準において、研究科長が行使する権限を明らかにしている。

以上のことから研究科長は当該研究科に関する事項をつかさどるだけでなく、全学的審議機関の構成員として研究科教授会の意向を反映できるように配慮されており、しかもその権限は専門職大学院学則をはじめ学内諸規程に明確化され、実際の権限行使もこれら諸規程に沿って行われていることから、権限の内容とその行使は適切なものとなっている。

#### (2) 研究科長の選考方法の適切性、妥当性

研究科長の選任については、専門職大学院学則第9条に定めがあり、その細目は各研究科が内規で定めている。戦略経営研究科では、「戦略経営研究科長選出に関する内規」を定め適正に選任を行うこととしている。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## 3. 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

戦略経営研究科事務課は、専門職大学院事務部の一課として、研究科長の指示の下、独立して戦略経営研究科の教育研究活動に関連した業務を担い、他課室と協力しながら業務を遂行している。その人的な構成は、専任職員4名（課長1人、副課長1人、担当副課長1人、課員1人：この内1人が産休中）、派遣職員4名（2016年5月1日時点）となっており、教学に関わる各項目について担当制を採用し、課長、副課長及び各担当者が独立して研究科教授会並びに研究科内の委員会を網羅し、事務組織の業務分掌に掲げられている全ての業務の円滑な遂行に努めながら、研究科の教育研究の適切な遂行を支援している。

また、戦略経営研究科事務課では、シフト勤務制を採用して平日夜間・土日開講という授業時間帯に合わせた授業支援、学生サポート業務を行っている。また、大学事業である戦略経営アカデミーの運営にあたっては、専任職員に加えて派遣職員1人を専属のスタッフとして採用し、学外組織との連携事業を推進している。なお、2014年度からはワーク・ライフ・バランス&多様性推進・研究プロジェクトの業務についても戦略経営研究科事務課が担ってきたが、企業からの受託研究に関する事務処理の効率化とノウハウを全学的に共有するため、当該業務については2016年度より研究支援室に移管している。

戦略経営研究科事務課は、教育研究の実施に関わる事項について研究科教授会等の決定に基づき、研究科長の指示の下で連携協力して事務を執行している。また、研究科教授会の運営にあたっては、その検討に資するよう情報提供並びに資料提供を行い、各委員会の運営に

については議題提案や検討項目の抽出を行うことで、その効率的な運営に貢献している。

**(2) 事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。**

社会人対象の専門職大学院としての必要な専門性の向上については、ルーチン業務の中で、従来のやり方を踏襲するのではなく、常に「社会人対象の専門職大学院」に必要なサービスが提供できるよう、絶えず業務内容・方法の見直しを行っているほか、外部で実施されるシンポジウムやフォーラムに参加することで、我が国のビジネススクールの動向や課題を認識し、これらの知見に基づいた業務遂行に努めている。

業務の効率化については、C plus の活用により、「各種大学院生への周知・連絡」、「各種手続きの受付・確認」、「教員から学生への連絡」、「教材等の配布」、「レポートの受付・整理・教員への受け渡し」、「履修者名簿作成・配布」、「成績表の交付」などの業務負担を削減している。

また、平日夜間・土日開講の授業に関わるシフト制勤務や各種業務に関して派遣スタッフ、パート職員を活用し、業務の効率化を図っている。

なお、戦略経営研究科事務課職員については、全学的な人事研修制度の中で、能力の向上、専門的知識の獲得を図っているほか、必要に応じて外部で実施されるシンポジウムやフォーラムに参加している。具体的には、(公財) 大学基準協会の講習会・ワークショップ等に参加するとともに、得た情報を事務課で共有している。

**【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

